

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年10月4日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第40号

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> | <p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) <u>前条第3号</u>を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> |

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(消防本部消防救急課)